

○ 納税の猶予及び換価の猶予の見直し（平成27年4月1日から適用）

○ 換価の猶予について、納税者の負担軽減と早期・的確な納税の履行確保の観点から、これまでの税務署長の職権によるものに加え、納税者からの申請による制度が新設された。

○ その他、納税の猶予及び換価の猶予について、担保要件の緩和のほか、分割納付の規定等の手続面の整備が行われた。

	要件	延滞税	効果・手続等
納税の猶予 [納税者の申請]	① 災害により相当の損失を受けたとき ② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき	免除 軽減 <27年は1.8%>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間は1年以内（延長可・最大2年以内） ・ 新たな督促、滞納処分の禁止 ・ 原則、担保が必要（②～④の場合）※ 【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割納付の規定整備 ・ 財産・収支等の資料提出（提出困難な場合を除く。） ・ 不許可事由・取消事由の整備 ・ 申請に係る質問検査権の整備
換価の猶予 [税務署長の職権]	納税について誠実な意思を有する場合において、 ① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき	軽減 <27年は1.8%>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間は1年以内（延長可・最大2年以内） ・ 原則、担保が必要 ※ 【新設】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付） ・ 財産・収支等の資料提出 ・ 不許可事由・取消事由の整備
【新設】 [納税者の申請] <申請期限> 納期限から6月	☆ 納税について誠実な意思を有する場合において、一時に納付することにより事業継続や生活維持が困難となるおそれがあるとき（他に滞納がある場合は除く。）		※担保が不要となる場合について、従来の「税額50万円以下の場合等」を「税額100万円以下又は3月以内の猶予の場合等」に緩和。